

奈良県告示第四百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一六九号
- 三 道路の区域

区間	区域変更の前後別		敷地の幅員メートル	延長メートル	備考
	前	後			
吉野郡川上村大字寺尾 三九〇番一三先から 吉野郡川上村大字迫六 九〇番一先まで	A	C	一〇・二 、 六四・〇	二四二・〇	西谷橋 L 四〇・〇 m
吉野郡川上村大字寺尾 三九〇番一四先から 吉野郡川上村大字迫六 九二番二先まで	B		八・〇 、 八四・二	一〇五・〇	仮設橋 L 一〇五・ 〇m
吉野郡川上村大字寺尾 三九〇番一三先から 吉野郡川上村大字迫六 九〇番一先まで			一〇・二 、 七九・九	二二〇・四	新西谷橋 L 九三・五 m

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

平成二十七年三月二日